

株式会社 新潟建築確認検査機構  
住宅省エネラベル適合性評価業務約款

第1条 (趣旨)

住宅省エネラベル適合性評価申請者（以下「甲」という。）及び株式会社新潟建築確認検査機構（以下「乙」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則ならびにこれに基づく命令及び条例を遵守し、本契約及び乙の定める住宅省エネラベル適合性評価業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

第2条 (甲の責務)

- (1) 甲は、業務規程に従い申請書並びに法第76条の4及び第76条の5の規程に基づき定められた特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主基準（平成21年 経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「住宅事業建築主基準」という。）に係る適合性に関する評価業務（以下「評価業務」という。）に必要な図書（以下「申請図書」という。）を乙に提出しなければならない。
- (2) 甲は、乙が請求した場合は、乙の評価業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の評価対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- (3) 甲は、申請図書の内容を変更する場合、又は、乙が申請図書の誤り等を指摘した場合は、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。
- (4) 甲は、適合性を評価しない基準がある場合にあつては、その旨を記載した申請図書を提出しなければならない。
- (5) 甲は、業務規程に基づき算定された別表に定める評価業務手数料を、第5条第1項に定める支払期日までに支払わなければならない。

第3条 (乙の責務)

- 1) 乙は、関連法令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。
- 2) 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第4条 (契約の締結)

甲が、評価業務を乙に業務委託するときは、乙が定めた業務約款及び業務規程に基づき、乙が引き受けたときに契約を締結したものとする。

第5条 (評価業務手数料の支払)

甲の支払期日は、第2条（1）による業務の契約日とする。ただし、支払期日は、甲乙協議のうえ、別に定めることができる。

- 2 支払方法は、業務規程の別表に定める建築物調査料金を、現金又は乙の指定する銀行口座へ振込みの方法で支払うものとする。
- 3 銀行口座への振込み手数料は、甲の負担とする。

#### 第6条（評価業務手数料の返還）

乙が収納した評価業務手数料については、返還しない。ただし乙の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかったときは、甲へ返還する。

#### 第7条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、評価業務を完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して本契約を解除することができる。
- 3 第1項に基づく契約解除の場合、甲が評価業務手数料を既に支払っているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、本契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項に基づく契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項に基づく契約解除（申請の取り下げ）の場合、乙は評価業務手数料が既に支払っているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項に基づく契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### 第8条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第5条第1項に定める支払期日までに評価業務手数料を支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により適合証を交付することができないとき
- 2 前項に基づく契約解除の場合、乙は評価業務手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また評価業務手数料が支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 3 第1項に基づく契約解除の場合、前項の定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### 第9条（損害賠償）

甲乙は、第7条および第8条の規定による契約の解除もしくは本契約に基づく法律行為により損害を受けた場合において、第2条第1項（1）の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの評価業務手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるときは、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の評価業務が行われたとき。
- (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、評価業務を行った各種計算プログラムのバグ等、乙の予見不可能な事情により乙の評価業務に誤りが生じたとき。

#### 第10条（乙の免責）

乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅が建築基準法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他事由により、適切な評価業務を行うことができなかつた場合は、当該評価業務の結果に責任を負わないものとする。

#### 第11条（所管行政庁等への説明）

乙は、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる評価業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

#### 第12条（秘密保持）

乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
  - (1) 公的な機関から公開を求められた場合
  - (2) 既に公知の情報である場合
  - (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

#### 第13条（別途協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則） この約款は平成23年 9月26日より施行する。